

総合評価方式の主な改正内容について

(R5年6月)

○改正内容

- (1) 優良工事表彰の評価対象期間等を見直し
優良工事表彰の評価対象期間を「過去5年間」に短縮するとともに、評価基準中、評価対象工事の金額要件を削除する。
- (2) 地域・社会貢献度の評価項目の追加及び「カフェテリア方式」の導入
地域・社会貢献度の評価について評価項目を5項目追加し、入札参加者が9項目から任意に最大5項目を選択するカフェテリア方式を導入する。
- (3) 技術者の施工実績に係る評価基準を見直し
過去5年間に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者として表彰された者を配置予定技術者とする場合、同種工事の実績を持つ技術者と同じ3点で評価する。
- (4) 技術提案項目数及び技術資料様式の見直し
1テーマあたりの技術提案項目数について、「3項目」から「2項目」に変更する。
また技術資料様式について、1提案項目あたり5提案を上限としていることを踏まえて、様式の見直しを行う。
- (5) ヒアリングの評価点の見直し
ヒアリングの評価点を1点とすることに伴い、技術提案及び技術者の施工実績に係る配点の見直しを行う。
- (6) 入札参加者の技術審査会委員に対する過度な接触の禁止
入札参加者から技術審査会委員等に不当な接触があったと技術審査会が認める場合、当該入札参加者を失格とする規定を設ける。
- (7) その他
ガイドライン内に記載の年・年度について、所要の改正を行う。

○適用

令和5年6月以降に発注するものから適用